

## 藤井寺市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）がインターネット上に公開している藤井寺市社会福祉協議会ホームページ（以下「市社協ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造にかかわる業種
- (5) ギャンブルにかかわる業種
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 当該広告事業の内容を市社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 市社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他市社協が広告掲載を行う広告として不相当であると認められるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル、25KB以下
- (2) 形式 GIF又はJPEG(アニメーション等画像が変化するのは不可)

(広告の掲載優先順位)

第6条 広告の掲載優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の高いもの
- (3) 市内の商店街、市場、専門店の連合体
- (4) 市内の商店、事業所等
- (5) その他、掲載基準を満たす広告

第7条 広告の掲載場所は、市社協ホームページのトップページとし、掲載位置は、市社協が別に定めるものとする。

- 2 広告の掲載可能枠数は、原則として6枠以下とする。ただし、市社協会長が必要と判断した場合は、この限りでない。

(広告の掲載期間等)

第8条 広告の掲載期間は、3月以上とする。

- 2 広告の掲載開始は、月の初日午前10時とし、掲載終了は、月の末日午後5時を原則とする。
- 3 広告掲載期間中、市社協が広告を掲載できない時間が生じた場合は、掲載できなかった時間を24で除して得た日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、市社協と広告掲載取扱業務契約を締結した広告取扱業者が行う。

(広告の掲載申込等)

第10条 市社協ホームページへの広告の掲載を希望する者は、市社協に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 広告主は、前条の規定により申込みをする場合は、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、市社協に広告の承諾を求めなければならない。

- 2 市社協会長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告案の内容を審査し、その掲載の可否を決定した上で、市社協ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、第3条及び第4条の規定に基づき作成した広告を、1か月前までに、市社協の指定する方法により提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 市社協は、提出された広告原稿の内容が第3条及び第4条の規定に反すると判断したときは、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第13条 広告主は、市社協が定める手続きに従い、市社協に広告掲載料を納入する。

広告掲載料は、1枠あたり以下の通りである。

- (1) 3月あたり 5,000円(税込み)
- (2) 6月あたり 9,000円(税込み)
- (3) 12月あたり 17,000円(税込み)

※但し、掲載期間は3月以上とする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

- 2 前項のただし書の規定により返還する広告掲載料は、利子を付さない。

(広告掲載の取消)

第15条 市社協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第3条及び第4条の各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
- (3) 指定する日までに広告掲載料の納付がなかったとき。

- 2 市社協は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その責任を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市社協に申し出なければならない。ただし、既に支払いを済ませた広告掲載料の払い戻しは、原則として行わない。

(広告等の変更)

第17条 広告主は、広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、原則として、その変更しようとする月の前月15日までに市社協会長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第12条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告の責任)

第18条 広告主は、広告の内容等に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。